

令和3年度コンベンション誘致助成事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美満喫ツアー実行委員会（以下、「委員会」という。）が、奄美大島で開催されるコンベンションの開催へ助成金を交付するにあたり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は奄美大島内で開催され、島外から多くの参加者が見込まれる学会・大会・会議・企業研修等（以下、「コンベンション」という。）の誘致を図るため、コンベンションの主催者に助成し、奄美大島への誘客を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 「学会・大会・会議・企業研修等」とは、以下のものとする。

- (1) 学術研究団体が主催する研究発表や討論のための集会・総会
- (2) 団体や組織、企業が主催する特定の問題に対する意見・見解の交換、討論、主張の公表などを行う大会・会議・研修会
- (3) 県規模以上の各種スポーツ大会

(助成要件)

第4条 以下の要件の全てに該当すること。

- (1) コンベンションの開催前日から終了日までの期間において、奄美群島外からの参加宿泊者の延べ人泊数が20人泊以上あること。
- (2) 鹿児島県に旅館業の登録をしている奄美大島内の民間宿泊施設に宿泊すること。
- (3) 申請にかかる事業について、他団体が実施する奄美における国庫予算等を活用した当事業と同様の助成事業を受けていないこと。ただし、G o T o トラベル事業との併用は可能とする。
- (4) 奄美満喫ツアー実行委員会の実施する他助成事業と重複して申請していないこと。

2 次に掲げるものは、助成対象外とする。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。
- (3) 開催順番が予め定められており、奄美大島での開催順となって実施するもの。
- (4) その他委員会が適当でないと認めるもの。

(募集期間、助成対象期間および終了報告期限)

第5条 次表のとおりとする。

| 募集期間 | 助成対象期間 | 終了報告期限 |
|------------------------|------------------------|-----------|
| 令和3年4月7日～ 令和4年2月28日 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月10日 | 令和4年3月17日 |

(助成額及び助成限度額)

第6条 助成額は参加宿泊者の延べ人泊数に応じて次表により算定する。ただし15万円を助成限度額とする。

| 参加宿泊者数の 延べ人泊数 | 助成額 |
|------------------|-----------------------------|
| 20人泊 | 8万円 |
| 21人泊以上 | 8万円 + (延べ人泊数 - 20) × 1,000円 |

※1申請者につき、年1回の助成とする。

※企画内容が同じコンベンションが年に複数回開催される場合は、通算した延べ人泊数により助成額を算定する。

【事務取扱手順】

1 申請

申請者は助成申請書(様式1)及びその他必要書類を委員会へ提出するものとする。
また、申請者はコンベンション主催者の代表者とする。

提出書類

- (1) 助成申請書(様式1)
- (2) 同意書(様式2)
- (3) 企画書(任意様式)

企画書はコンベンションの目的、内容、奄美群島外の参加者層の見込み等を記載すること。

- (4) 延べ宿泊者数予定調書(様式3)

2 助成決定

委員会は、申請内容を審査し、助成可否の決定を行い、その結果を申請者に通知する。

3 終了報告

申請者は、コンベンション終了後、すみやかに終了報告書(様式4)及びその他必要書類を委員会へ提出するものとする。

提出書類

- (1) 終了報告書（様式4）
- (2) 延べ宿泊者数証明書（様式5）
- (3) 請求書（様式6）

4 助成金の確定及び支払い

委員会は申請者からの終了報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金の確定通知及び助成金の支払いを行う。

5 その他助成の条件及び特記事項

- (1) 助成金の支払いは、事務取扱手順の「3 終了報告」の内容審査後の精算払いとする。
- (2) 申請者は、申請時点における事業計画の内容等を変更する場合には、すみやかに委員会へ連絡・協議すること。
- (3) (2)の変更連絡を故意に怠った場合、助成決定通知書に記載された助成要件（終了報告書の提出期限を含む）を履行できない場合、又は虚偽の報告を行った場合には、助成金の減額、助成決定の取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。また、委員会が行う他の事業に関して、今後の助成を見合わせることもある。
- (4) 申請者は、前項の規定により助成金返還の請求を受けたときは、委員会が指定する期日までに、当該助成金を委員会に返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は、返還の請求を受けた申請者が負担することとする。
- (5) 委員会は必要に応じて、申請者に対して報告（宿泊者の名簿提出等）を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、申請者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒否することはできない。
- (6) 助成の交付を受けた申請者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。
- (7) 当事業の実施にあたり、申請者と第三者との間に発生した問題について、委員会は一切関与しない。
- (8) 委員会は、旅行者及び島民の安全を確保するため、島内における新型コロナウイルス感染者の発生や国又は都道府県独自の緊急事態宣言が適用されるなどの事態が生じた場合、当事業の実施を一時的に停止することがある。
- (9) この要綱に定めのない事項については、委員会が別に定めるものとする。

※当事業は、奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町の負担金により実施しており、各市町村への宿泊に応じて、予算の範囲内において助成する。

したがって、各市町村の予算が限度額に達する場合には、募集期間であっても申請受付を終了することがある。また、助成決定後においても助成金が満額支給されないことがある。